

テーマ② 森林環境税と森林環境譲与税
林業経済学会2019年秋季大会
趣旨説明

森林環境譲与税導入に至る背景経緯

- 1980年代 水源税構想 (林野庁)
- 1994年 森林交付税創設促進議員連盟結成
- 2003年 森林環境・水源税構想
- 2012年 地球温暖化対策税(エネルギー分野)
- 2013年 地球温暖化対策税譲与税案
(森林面積に応じて譲与する案)

排出削減
× 吸収源

2016年 森里川海協力資金制度要望(環境省)

- 2019年 森林経営管理法 (18年成立 4月施行)
- 2019年 森林環境税及び森林環境譲与税
- 2019年 改正国有林野法が成立 (2020年4月施行)

林業経済学会等で動き

- 6/1 ワークショップ形式の第55回研究会Box:
「新たな森林管理システム」をみなで考える

→ 税と 森林管理システムの議論は分けるべき?
(財務・予算 — 執行)
→ 森林経営・公益的機能 と 税導入のタイミング
→ 譲与税は「税金」のありきで「使途」?

- 11/24 森林環境税 セッション
- 11/25 徹底討論: 林政の新展開を問う
- 2020年3月 S4 森林環境譲与税と森林経営管理制度
林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室長も参加予定

T2-1 香坂玲(名古屋大)ほか
森林環境譲与税による市町村支援の方向性ー都道府県
の動向の概説と都市・農村連携の萌芽

T2-2 福田淳(広島県)
広島県における森林経営管理制度・森林環境譲与税の
取組状況

T2-3 多田忠義(農中総研)
森林環境譲与税の執行環境をめぐる条件整理と関係主
体の現局面に関する速報

T2-4 中谷和司(飛騨市森林組合)ほか
森林経営管理制度実施の課題と森林環境譲与税の使
途ー飛騨市のスタンス

T2-5 加藤七海(日本大)ほか
森林環境譲与税の評価基準設定に関する研究ー神奈川
県を事例として

T2-6 久城隆敏(島根大)ほか
新たな森林管理システムに関する考察ー鳥取県日南町
森林組合の「山林意向調査結果報告書」の分析

T2-7 栗山浩一(京都大)ほか
森林環境税は国民の支持を得られるか？
総合討論

レベル・段階： 対象

都道府県 税・(執行)
(一部 基礎自治体 連携)

都道府県 執行

基礎自治体 執行
(マクロな類型)

基礎自治体 執行
(事例分析)

都道府県 税・執行
基礎自治体

基礎自治体 執行
(事例分析)

国民 税

では、自己決定
としての自治は
どうか。(中略)

地方分権改革
で自己決定権
は拡大したはず
なのに、実態と
してはそれが弱
くなっているの
ではないかなと
いう印象 (西尾,
2018)

喩え（サザエさんの絵がありました）

税はペア、呉越同舟
+ α)

サポート役

実現しない構想
入れなかった経緯
もあるよ

デビュー
ちょっと大変？

© 長谷川町子美術館

* ジェンダー、国、都道府県、基礎自治体の役割の
ステレオタイプを意図したものではありません

よろしくお願いします

参考文献(第一発表)

飛田博史「国税森林環境税・譲与税創設の経緯とその問題点」『自治総研』 2019年487:1-49

西尾隆 自治の視点からみた森林・林業政策 自治体森林政策の可能性:自治のゆくえ: 国税森林環境税・森林経営管理法を手がかりに 飛田博史 編

香坂玲・内山愉太「森林環境譲与税の導入と都道府県への影響の分析:37府県の概況について」短報『日本森林学会誌』2019a年, 101 巻 4号(受理)

香坂玲・内山愉太「都道府県の森林環境譲与税導入の影響と市町村支援の方針に関する考察:47都道府県を対象として」『山林』2019b年

香坂玲・内山愉太「森林環境譲与税を介した都市—農山村連携の分析:埼玉県秩父市と東京都豊島区の事例から」投稿中 2019c年

税収額

- 森林環境譲与税（当初）200億程度→600億
- 県の超過税（H31） 300億超

譲与税目	地方揮発油譲与税	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	地方法人特別譲与税	森林環境譲与税
創設年	昭和30年度	昭和40年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和32年度	平成20年度	平成31年度
譲与総額	地方揮発油税収入額の全額	石油ガス税収入額の1/2	自動車重量税収入額の1/3（当分の間、1/3→407/1,000に引き上げ）	航空機燃料税収入額の2/13（平成23～31年度の間、2/13→2/9に引き上げ）	特別とん税収入額の全額	地方法人特別税収入額の全額	森林環境税収入額に相当する額
課税標準及び税率等	製造場からの移出又は保税地域からの揮発油引取数量 揮発油に係る税53,800円/kg 揮発油税 48,600円/kg 地方揮発油税 5,200円/kg（租税法88条の8）	石油ガス充てん場からの移出又は保税地域からの引取重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車 例）乗用自動車自家用（8年） 12,300円/自重0.5トン	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量 平成23～31年度の間の、26,000円/kg→18,000円/kg（租税法90条の8）	開港へ入港する外国貨物船の純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トン 開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/トン	基税法人所得割額（付加価値割額・資本割額及び所得割額）によって課税される法人 税率 43.2% 所得割額によって課税される法人 税率 43.2% 基税法人収入割額（収入割額）によって課税される法人 税率 43.2%	国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 〔平成36年度から課税開始〕
譲与団体	都道府県・市町村（特別区含む）	都道府県・指定都市	市町村（特別区含む）	空港関係市町村（特別区含む）空港関係都道府県	開港所在市町村（都を含む）	都道府県	市町村・都道府県（特別区含む）
譲与基準	○都道府県・指定都市（58/100） 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 2/1 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 ○市町村（42/100） 2/1 市町村道の延長 2/1 市町村道の面積	2/1 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 2/1 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積	2/1 市町村道の延長 2/1 市町村道の面積	○市町村（4/5） 2/1 着陸料収入額 2/1 騒音公害割額 ○都道府県（5/1） 市町村の譲与基準により算定した額	開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額	2/1 人口 2/1 従業者数 譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあん分した額の合算額（財源超過団体にあっては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額）	○市町村 5/10 私有林人工林面積 2/10 林業従業者数 3/10 人口 ○都道府県 市町村と同様
用途	条件・制限なし（地方道路譲与税は道路費用）	条件・制限なし	条件・制限なし	騒音による障害防止・空港対策等に供する費用	条件・制限なし	条件・制限なし	森林整備及びその促進に関する費用・市町村の支援等に関する費用
平成29年度譲与総額	2,584億円	84億円	2,660億円	149億円	124億円	18,452億円	—
平成30年度地財計画額	2,514億円	80億円	2,675億円	149億円	125億円	20,211億円	（約200億円）

香坂玲・内山愉太
「森林環境譲与税の導入と都道府県への影響の分析：37府県の概況について」短報『日本森林学会誌』2019a年，101 巻 4号（受理）